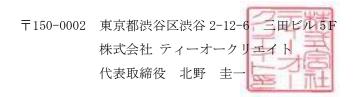
お客様各位



2014年4月1日の改正消費税法に伴う弊社対応につきまして

拝啓 厳寒の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 また、平素より格別のお引立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、2013 年 10 月 1 日に閣議決定いたしました消費税法改正による消費税率変更に伴いまして、商品およびサービス料金等にかかる消費税の弊社の取り扱いについて以下の通りご案内申し上げます。

2014年4月1日以降にご注文・ご契約頂いた商品・サービスにつきましては新消費税率(8%)を適用致します。 また、2014年3月31日以前にご注文・ご契約頂きました商品・サービスにつきましても、下記の通り2014年4月1日から新消費税率を適用させていただく場合がございますので、予めご了承下さいます様お願い申し上げます。

ハードウェア、ソフトウェア、消耗品(キットサービス用含む)代金等(商品の代金)

お客様への出荷日が 2014 年 4 月 1 日以降の場合、新消費税率(8%)を適用して請求いたします。 ご注文日が 2014 年 3 月 31 日以前でも、出荷日が 2014 年 4 月 1 日以降の場合は新消費税率(8%)を適用いた します。

レンタル料金、カウンター料金、保守サービス料金等(継続契約の料金)

役務の提供完了日(締め日)が 2014年4月1日以降の場合は、新消費税率(8%)を適用いたします。

例(1) 10日/20日締め・月払いのケース

例えば、2014年 3月 21日 \sim 2014年 4月 20日の締め請求の場合は、役務の提供完了日が 4月 20日となりますので、新消費税率(8%)を適用いたします。

例(2) 3ヶ月払いのケース

例えば、2014年2月21日~2014年5月20日の3か月間での締め請求の場合は、役務の提供完了日が5月20日となりますので、新消費税率(8%)を適用いたします。

改正消費税法の各種経過処置(「資産の貸付け」等)の条件を満たし適用されるものについては、消費税は5% となります。

参考:国税庁の見解を踏まえた業界団体としての対応方針

JBMIA(一般社団法人 ビジネス機械・情報産業協会) ホームページ http://www.jbmia.or.jp/whatsnew/detail.php?id=314

今後も「オフィスの『欲しい』に答えます」を合言葉に、社員一同努めて参りますので、倍旧のご贔屓を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。